

FSC®の原則と基準

責任ある森づくりのための世界的な取り組み



FSC® (Forest Stewardship Council® 森林管理協議会)は、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な森林管理を世界に普及させることを目的とした独立した非営利団体であり国際的な森林認証制度を運営しています。

<https://jp.fsc.org>

NPO法人 日本森林管理協議会 (FSCジャパン) 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-4-4 武蔵ビル5F
Phone:03-3707-3438 Fax:03-6701-7646 Mail:info@forsta.or.jp



原則10：管理活動の実施

- 確実な更新
- 在来種の優先使用
- 遺伝子組換え生物の不使用
- 肥料、農薬、生物的防除の制限
- 廃棄物の処理
- 土壌保全



原則1：合法性

- 商業・法人登記
- 土地の所有・使用权
- 納税
- 違法行為への対策
- 汚職防止



原則2：労働者の権利

- 男女平等
- 安全衛生
- 最低賃金
- 教育訓練
- 労働災害補償



原則3：先住民族の権利

- 先住民族との協議
- 伝統的な権利の保障
- 重要な場所の特定・保護
- 知的財産の保護



原則9：高い保護価値 (HCV)

- 利害関係者との協議
- 高い保護価値の調査、特定
- 保護のための方針と活動計画
- HCVのモニタリング



原則4：地域社会との関係

- 地域の利害関係者の特定
- 地域社会との協議
- 地域経済への貢献
- 苦情解決
- 公正な補償



原則8：モニタリング

- 手順、方法の決定
- モニタリング実施の記録
- 分析結果の計画への反映
- 結果の公開
- 販売管理



原則7：管理計画

- 理念と方針
- 目標の設定
- 具体的計画の作成
- 管理計画の公開
- 利害関係者の関与



原則6：環境

- 環境影響評価
- 絶滅危惧種やその生息域の保護
- 原生林の保護
- 河川・溪流の保護
- 自然の森の転換の禁止



原則5：森林からの便益

- 利用資源の多様化
- 持続可能な資源採取
- 地元サービスの優先
- 採算性

FSCの森林管理 (Forest Management, FM) 認証の審査は、世界的に統一された

10の原則と70の基準に基づいて行われます。

これは、森林に関係する世界中の様々な人の声を集め、

環境・社会・経済のバランスをとって作られたものです。

この原則と基準の下に、各国の状況に合わせて作られた細かい指標があります。

認証は、審査ですべての基準について大きな問題がないと確認された場合にのみ与えられます。

原則1. 法律や国際的な取り決めを守っている

どんな組織や仕事でも、まず関連する国内の法律や国際的な取り決めを守っていかなくてはなりません。林業でも、土地に関する権利や、森林管理のやり方取引に関するものなど、様々な法令が関わってきます。

- 1.1 事業に関する法的な手続きが完了している
- 1.2 正当な森林の所有や使用の権利をもっている
- 1.3 必要な税金などをきちんと納めている
- 1.4 違法行為から森林を守っている
- 1.5 木材の輸送と取引に関する法令を守っている
- 1.6 土地の所有など森林についての争いがあればきちんと解決している
- 1.7 汚職に関わっていない
- 1.8 FSCの方針や規則を守ることを約束している



原則2. 労働者の権利や安全が守られている

林業は世界的にも最も危険な労働の1つに数えられます。責任ある森林管理は、現場で働く労働者の安全や権利、生活が守られ、労働者が安心して働ける環境を整えてこそ、責任ある森林管理と言えます。

- 2.1 国際的に認められた労働者の最低限の権利を守っている
- 2.2 男女を平等に扱っている
- 2.3 安全衛生基準を守っている
- 2.4 最低賃金を満たしている
- 2.5 労働者に必要な教育や研修を行っている
- 2.6 労働者からの意見には誠実に対応し、労働災害の補償を適切に行っている



原則3. 先住民族の権利を尊重している



世界の森林には、昔からその土地で暮らし、森林と共存してきた人々があります。しかしそうした人々は、社会的に弱い立場に置かれていることもあります。そうした人々の声に耳を傾け、伝統的な権利を尊重することが大切です。

- 3.1 森林管理により影響を受ける先住民族と、その権利を調べている
- 3.2 先住民族のもつ慣習や伝統的な権利を尊重している
- 3.3 先住民族に代わって森林を管理する場合、自由な話し合いで決められた約束に基づいている
- 3.4 先住民族の権利に関する国連宣言を守っている
- 3.5 先住民族にとって重要な場所を守っている
- 3.6 先住民族のもつ知恵・伝統的技術やそれに関する権利を保護している

原則4. 地域社会の権利を守り、地域社会と良好な関係を保っている

森林管理はその周辺や下流域に様々な影響を与えます。地元の人々とよい関係を保ち、悪影響はできるだけなくし、地域の社会経済に潤いをもたらす森林管理を目指さなくてはなりません。

- 4.1 森林にかかわる地域社会と、その権利を調べている
- 4.2 地域社会のもつ権利を守っている
- 4.3 地域社会に雇用や教育訓練などの機会を提供している
- 4.4 地域社会の発展に貢献している
- 4.5 地域社会への悪影響を回避している
- 4.6 地域社会からの苦情の処理や補償を適切に行っている
- 4.7 地域社会にとって重要で特別な場所を保護している
- 4.8 地域社会のもつ知恵・伝統的技術やそれに関する権利を守っている



原則5. 森林のもたらす多様な恵みを大切に活かして使っている

目先のことばかり考えると、木を多く伐り過ぎてしまうことがあります。しかし、これでは森の恵みは絶えてしまいます。木材だけではなく、森林からのほかの恵みも利用し、経済的にもずっと続けられるようにすることが重要です。

- 5.1 様々な森の恵みを活かしている
- 5.2 森林をずっと使えるよう、伐採の量を抑えている
- 5.3 社会や環境への影響も配慮して計画している
- 5.4 地元での加工に努めている
- 5.5 長期的に採算のとれる経営を行っている



原則 6. 環境を守り、悪影響を抑えている



森林は木材を産出するだけでなく、水を守り、多くの生物のすみかになるなど様々な恵みを与えてくれます。こうした森の豊かさを損なうことのないよう、森林の管理や利用には注意しなければならない点があります。

- 6.1 影響を受ける様々な環境要素が調べてある
- 6.2 環境に対する影響をあらかじめ予測している
- 6.3 環境への悪影響を抑えている
- 6.4 貴重な生物のすみかを保護している
- 6.5 その土地本来の自然が残っている場所を守っている
- 6.6 多くの生物がすむ森となっている
- 6.7 水資源を保護している
- 6.8 多様で美しい景観を保っている
- 6.9 自然の森を変えずに保っている
- 6.10 1994年以降に自然の森を人工林などに変えていない
(例外的条件を満たす場合を除く)

原則 7. 森林管理を適切に計画している

木が育つには長い年月がかかります。目の前のことだけでなく遠い未来を見据え、確固とした理念に基づく管理方針や目標を立て、色々な人に意見を聞きながら広い視野で計画を立てることが必要です。

- 7.1 管理計画には明確な管理方針と目的が示されている
- 7.2 健全な森を維持するための具体的な計画を立てている
- 7.3 計画には分かりやすく、チェックしやすい目標を入れている
- 7.4 管理計画を定期的に見直している
- 7.5 管理計画のまとめは公開されており、誰にでも手に入る
- 7.6 管理計画の作成には、関心のある一般関係者からも意見を聞いている



原則 8. 管理計画の実施状況を定期的にチェックしている

管理計画を立てても、それがきちんと実行されていなければ何にもなりません。計画通りに進んでいるか、思った通りの管理ができていないか、悪影響は出ていないか、改善の必要はあるかなど、定期的なチェック(モニタリング)が不可欠です。



- 8.1 管理計画の実施状況をチェックしている
- 8.2 環境や社会への影響を調べ、その意味を理解している
- 8.3 定期チェックの結果を基に計画を改善している
- 8.4 定期チェックの結果をまとめ、公開している
- 8.5 森から得られる収穫物の種類や量、取引が記録されている

原則 9. 保護すべき価値のある森など(HCV)を守っている



森林の中でも、生態的、社会的、文化的に特に重要なところがあります。森林に関連するかけがえのない価値を次の世代にも引き継いでいけるよう、そうした重要な価値を調べ、きちんと守っていかなくてはなりません。

- 9.1 保護すべき価値がある自然や文化財などの存在を調べてある
- 9.2 指定された保護すべきものを守る方法をもっている
- 9.3 保護すべき価値を守る計画と方法を実施している
- 9.4 保護の状態を定期的にチェックしている

原則 10. 管理活動を適切に実施している

森林管理活動には、環境や社会に悪影響を与えないよう、注意しなくてはならない点がたくさんあります。人工林であっても、できるだけ自然の生態系に配慮し、環境に負荷のかからないものでなくてはなりません。

- 10.1 伐採後速やかに森林が復元するよう努めている
- 10.2 その土地本来の環境や管理目的に合った樹種を使っている
- 10.3 外来種を使用する際は、悪影響を抑えている
- 10.4 遺伝子組換え生物を使用していない
- 10.5 その土地本来の環境や管理目的に合った森づくりを行っている
- 10.6 肥料の使用を最小限にしている
- 10.7 農薬の使用は最小限に抑え、禁止された農薬は使用していない
- 10.8 害虫等の対策に他の生物を利用する場合は十分注意し、悪影響を抑えている
- 10.9 自然災害の被害を抑えるように管理している
- 10.10 生態系を劣化させないようにインフラの整備や輸送を行っている
- 10.11 林産物を無駄なく最大限利用している
- 10.12 廃棄物を適切に処理している

